

事務局規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人とちぎボランティアネットワーク（以下「この会」という。）定款第34条第4項の規定に基づき、この法人の事務処理の基準その他の事務局の組織及び運営に関し必要な事項を定め、事務局における事務の適正な運営を図ることを目的とする。

第2章 組織

(事務局)

第2条 事務局に、総務経理部、事業部を置く。

2 各部の分掌は、別紙の「業務の分掌」に定める。

第3章 職制

(職員等)

第3条 事務局には、次に掲げる職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局次長
- (3) 専任職

2 事務局長は、前項に規定する職制のほか、必要に応じて職員の職務を設けることができる。

第4章 職責

(職員の職務)

第4条 この会の職員の職務は次のとおりとする。

- (1) 事務局長は、理事長の命を受けて、事務局の事務を統括する。
- (2) 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときは事務局次長がその職務を代行する。
- (3) 専任職は、事務局長の命を受けて、各部の業務に従事する。

(職員の任免及び職務の指定)

第5条 職員の任免は、理事長が行う。

2 職員の職務は、理事長が指定する。

第5章 事務処理

(事務の決裁)

第6条 事務に関する事項は、原則として担当者が文書によって立案し、各部の部長及び事務局長の決裁を受けて施行する。ただし、重要な事務は理事長若しくは専務理事又は理事会の決裁を経なければならない。

(代理決裁)

第7条 理事長、常務理事又は事務局長が出張等により不在である場合で、特に緊急に処理しなければならない決裁文書は、決裁権者があらかじめ指定する者が決裁することができる。

2 前項の規定により代理決裁した者は、事後速やかに決裁権者に報告しなければならない。

(規格外の対応)

第8条 本規程以外の事務局に関する事項で、文書に関する事項は別に「文書管理規程」に定める。

(細則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、2021年2月1日から施行する。(2021年1月30日理事会決議)

第3条の規程にかかわらず、当面の間、事務局長は経理総務部の専任職を兼務する

別紙 業務の分掌部

分掌事務

<p>経理総務部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 理事会及び評議員会運営 ② 資金管理、経理、予算策定と管理 ③ 事務局運営における総合調整 ④ 人事及び労務 ⑤ コンプライアンス及びリスク管理関係 (コンプライアンス委員会の運営を含む) ⑥ 内部通報窓口 ⑦ 規程類の制定及び改廃 ⑧ 購買その他の内部システム関係 ⑨ 経営戦略並、中長期計画、年度計画の策 定と実行管理 ⑩ 事業報告 ⑪ その他上記に関連する事項
<p>事業部 (休眠預金事業関連)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 実行団体の選定と助成 ② 実行団体に対する監督 ③ 継続的進捗管理と成果評価の点検・検証 ④ 非資金的支援及び企業等との連携支援 ⑤ システム構築及び運用 ⑥ 研修 ⑥ 広報、宣伝 ⑦ その他上記に関連する事項